

鳥浜漁業協同組合内共第21号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥浜漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場(以下、単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、もろこ、えび及びやまめをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法により、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規 模
あゆ こい うなぎ	たも網	網口径 30センチメートル以内
	竿釣	竿数制限 一人4本以下
ふな わかさぎ もろこ えび やまめ	吸い込み釣り	仕掛け制限 針数 4本以下
		針サイズ { (イ) 軸部(別記図示(1)参照) 2.0センチメートル以上 (ロ) 針先と軸部の開き(別記図示(1)参照) 1.5センチメートル以上
		竿数制限 一人4本以下
		釣糸長さ 漁船及び農作業船の航行を妨げない範囲

2 ウナギについては、日没から日の出まで、たも網・竿釣り、吸い込み釣りによる遊漁はしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	公表した解禁日から11月30日まで
やまめ	2月1日から9月30日まで
こい、ふな、もろこ、 わかさぎ、えび、 うなぎ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は、この組合の掲示板や組合が委託した遊漁承認証取扱店及び福井新聞等に掲載してするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣	1 日	400円
	たも網	1 年	4,100円
こい、ふな、もろこ、 わかさぎ、えび、 うなぎ、 やまめ	竿釣	1 日	500円
	たも網	1 年	6,000円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鳥浜漁業協同組合 (福井県三方上中郡若狭町鳥浜55-15)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 7 条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 8 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 9 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(附則)

この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	鳥浜漁業協同組合 ㊟

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。 2 本証の使用は記名者本人に限ります。 3 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。 4 遊漁規則を遵守してください。 5 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。 6 本証の再発行はいたしません。 7 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
氏名	(年令)
有効期間	
発行者	鳥浜漁業協同組合 ㊟

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。 2 遊漁者から請求があるときは、本証を提示すること。 3 取締りにあたっては、言語、態度を温和に接すること。 4 取締りは、公平にして厳重にしなければならない。 5 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別記

図示(1)

つり針各部の名称
(日本工業規格から)

